

ストレスチェック 実施事務従事者用 マニュアル



ストレスチェックの流れ

クリックで該当の詳細へ移動します

準備編	Step 1	衛生委員会での審議・申込書の提出
	Step 2	実施規程・方針の表明の作成
	Step 3	集団分析・受検者リスト、面接指導申出方法の確認
	Step 4	受検案内
受検期間中	Step 5	未受検者リストの確認と受検勧奨
受検終了後	Step 6	面接指導申出受理と高ストレス者面談調整
	Step 7	面談後産業医から意見を聴取し、就業上の措置を実施
	Step 8	集団分析の確認、職場環境改善に活用
	Step 9	労働基準監督署へ報告書の申請・提出

> よくある質問はこちら

準備編

Step 1



事業所の衛生委員会で、ストレスチェックの実施について審議

実施期間、受検方法等、話し合いを行ってください。

その後、ドクタートラストへの申込書の提出をお願いします。

※申込書の提出期限は原則、受検開始日の1か月前になります。

申込書の内容をもとに、具体的なスケジュールをご提案させていただきます。

Step 2



実施規程・方針の表明作成⇒周知

決定事項を社内規程として明文化したものを、

社内掲示板やイントラネット等で全労働者に周知を行ってください。

ストレスチェック
制度実施規程



ダウンロード

事業者による
方針の表明



ダウンロード

社内周知文書



ダウンロード

ドクタートラストの
ひな形も
ご用意しています



Step 3



集団分析・受検者リスト、面接指導申出方法の確認

【集団分析・受検者リスト】

受検者登録を行う基本データとなりますので、お間違いのないようご入力をお願いいたします。

集団分析・受検者リスト



ダウンロード

注意事項

- 集団分析シートと受検者シートの2枚に分かれていますので、必ず両シートにご入力をお願いいたします。
- 過去に弊社サービスをご利用いただいている場合、個人結果票に前年との比較を表示させることが可能です。ただし、社員番号、性別、生年月日が前回の内容と一致していることが条件となりますので、継続して受検される方の登録内容につきましては、十分にご留意ください。

【面接指導申出方法の確認】

Web 受検の場合

- Web フォームから申出が可能です。申込書の「申出先の担当者」のメールアドレスを申出先として登録させていただきます。高ストレス判定が出た方は結果画面から面接指導の申出が可能です。※Web フォームの場合は、面接指導申出書のご準備は不要です。

紙受検の場合

- 面接指導申出書の作成をお願いいたします。高ストレス判定が出た方の受検結果に同封させていただきます。申出手段、その他勸奨文については任意で編集していただけます。

面接指導申出書（日本語版）



ダウンロード

面接指導申出書（英語版）



ダウンロード

Step 4



受検案内

【ID、パスワードで受検する場合】

■ メールアドレスあり

ドクタートラストから受検者に受検案内メールを送付します。事前にメールの配信日時や件名「ストレスチェック受検に関するお知らせ」、配信元アドレス（dtsc-notice@ailesplus.com）を周知していただくと、迷惑メールフォルダへの自動振り分けや誤削除を減らせます。

ストレスチェック受検
案内メール（日本語版）



ダウンロード ↓

ストレスチェック受検
案内メール（英語版）



ダウンロード ↓

■ メールアドレスなし

個人アドレスがない受検者には、事前に設定した ID、パスワードを会社側で周知していただきます。受検期間になりましたら、指定の URL にアクセスし、入力することで受検ができます。

【生年月日認証で受検する場合】

ストレスチェック受検期間になりましたら、PC もしくはスマートフォンにて受検用 URL に「社員番号 @ 事前に設定した会社コード」でアクセスし、生年月日認証を行うことで受検ができます。

受検マニュアル



ダウンロード ↓

【紙（マークシート）で受検する場合】

実施スケジュールの日程に従い、弊社からご指定事業場へマークシートをお届けいたしますので、受検開始日までに各受検者様へ配布をお願いします。

受検期間中

Step 5



未受検者の確認⇒受検勧奨

受検状況確認画面の付与を希望した場合は、エール+上で随時未受検者の確認が可能です。

※紙受検の場合は、結果の反映まで時差が生じます。

受検状況確認画面の付与を希望しない場合は、実施事務従事者へ未受検者リストをお送りいたします。

【WEB 受検の場合】

実施スケジュールの＜未受検者様あて受検勧奨メールの送付日＞に、対象者（メールアドレスをお持ちの未受検者様）へ受検勧奨メールをお送りいたします。

メールアドレスをお持ちでない受検者様への勧奨は、貴社ご担当者様から行っていただきますようお願いいたします。

未受検者への
受検勧奨メール



ダウンロード ↓

【紙受検の場合】

勧奨は、貴社ご担当者様から行っていただきますようお願いいたします。

受検終了後

Step 6



面接指導申出受理⇒高ストレス者面談調整

申出確認

●フォームを利用の場合：メール、管理画面 ●申出書を利用の場合：直接受け取り

受検者から面接指導の申出がございましたら、すみやかに産業医等と日程の調整を行い、受検者へ連絡をお願いいたします。

面談に必要な書類はあらかじめ準備し、面談開始までに産業医へ共有していただくとスムーズです。

〔面談に必要な書類の例〕

ストレスチェック個人結果票、面接指導結果報告書、労働時間に関する資料、生活状況把握のための資料等

- ※ 実際に必要な書類については、面談を実施する医師にご確認をお願いいたします。
- ※ 受検者本人から個人結果票を入手できない場合は、ドクタートラスト実施事務担当者までご連絡ください。その際は、ご本人様の情報提供の同意が確認できるものの提示をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 地方や小規模事業場等、産業医のいらない事業場の面談につきましては、オプションにて産業医をご紹介させていただくことも可能ですので、ご相談ください。

Step 7



面談後産業医から意見を聴取し就業上の措置を実施

面接指導が実施された後、概ね 1 か月以内には面接指導を行った医師から就業上の措置に関する意見を聴取し、それらを実施するようにしてください。

面接指導結果報告書 及び
事後措置に係る意見書



ダウンロード

Step 8



集団分析の確認・職場環境改善に活用

実施スケジュールの＜集団分析報告書 / 完了報告書 納品予定日＞に実施事務従事者様へ集団分析結果をお送りいたします。産業医等と連携しつつ、集団ごとの集計・分析結果を、各職場における業務の改善や管理監督者向け研修の実施などに活用してください。

Step 9



管轄の労働基準監督署へ検査結果等報告書を申請・提出

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度において、ストレスチェック実施後、労働安全衛生規則様式第 6 号の 2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」（以下、「報告書」）の提出が義務付けられています。弊社から集団分析納品後にお渡りする完了報告書を参照し、貴社にて作成をお願いいたします。

e-GOV 電子申請



※外部リンクです

厚生労働省
「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」



※外部リンクです

よくある質問

準備について

Q 集団分析リストにある「下限人数」とは何ですか？

A 集団分析を行う際の各グループの最小受検者数を指します。10 人を下回る集団を分析する場合、あらかじめ衛生委員会にて調査審議を行い、規程として定めて周知しておく必要があります。また、ドクタートラストでは4名以上の集団分析を推奨しています。

受検期間中について

Q WEB 受検の受検者が受検案内メールを削除してしまった、あるいはパスワードを失念してしまった場合はどうすれば良い？

A 削除してしまった場合は、弊社の実施事務従事者までご連絡ください。
弊社にて受検案内メールを再送いたします。
パスワードを失念してしまった場合は、メールアドレスあり受検の方は、ご自身でパスワードのリセットが可能です。
ログイン画面の「パスワードをお忘れの方はこちら」からリセットを行ってください。
メールアドレスなし受検の方は、ご自身でリセットができないため弊社の実施事務従事者までご連絡ください。
TEL：03-3464-4000（平日 9:00 ～ 17:30）

受検終了後について

Q 全体の個人結果データや高ストレス者リストはもらえますか？

A 申込時、管理画面の「個人結果も確認できる画面」を選択された方は、エール+の画面上から結果の確認およびダウンロードが可能です。「個人結果も確認できる画面」を選択されない場合は、共同実施者である産業医と実施事務従事者様にはデータの提供が可能です。ただし、事業者（実施事務従事者を除く）への情報提供は受検者からの同意書がなければできません。
なお、ドクタートラストでは、原則として産業医または実施事務従事者様からのお申出がなければ個人結果の提供は行いません。

Q 集団分析データを産業医に直接送ってもらうことはできますか？

A 産業医とのデータのやり取りは、情報漏えいリスクや受託契約等の理由により、原則お断りさせていただいております。
弊社契約の産業医には事業場訪問時に各種データをご確認いただくようお願いしております。

Q 面接指導の申出人数が少ないのですが、大丈夫でしょうか？

A 高ストレス者面談はあくまで任意ですので強制することはできませんが、対象者へ面談の勧奨を行っていただくことは可能です。
WEB 受検の場合、勧奨メールを一括配信することが可能ですので、ご希望される場合は弊社実施事務従事者までお問合せください。

参考

厚生労働省ストレスチェック制度マニュアル 

厚生労働省ストレスチェック導入ガイド 

※外部リンクです